

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

七飯町アイヌ政策推進地域計画

令和5年3月10日認定

変 更 後	変 更 前
アイヌ施策推進地域計画 1～5 (略) 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－2と同じ。 事業期間：令和5年度～令和9年度 (別紙「事業スケジュール」参照) 事業費： <u>14,080千円</u> (2)・(3) (略) 7～10 (略)	アイヌ施策推進地域計画 1～5 (略) 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－2と同じ。 事業期間：令和5年度～令和9年度 (別紙「事業スケジュール」参照) 事業費： <u>13,750千円</u> (2)・(3) (略) 7～10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

七飯町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道亀田郡七飯町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

道南エリア（北海道の南部エリア）は、松前藩の統治や北海道の近代化のイメージが強いため、アイヌ文化が根付いている地域とは言い難い。七飯町においても、アイヌの人々が生活していた様子を確実に伝える記録物が乏しい。しかし、今に残るアイヌ語の起源の地名や近世の風俗画、明治時代に撮影された蓴菜沼の風景写真に、アイヌの人々の生活を垣間見ることができる。

- ・七飯：ナア・ナイ（いくつも・川）、ヌ・アン・ナイ（豊漁・ある・川）
- ・大沼：ポロ・トー（大きな・水たまり）
- ・横津：ユク・オッ（鹿・たくさんいる）
- ・峠下：ラン・ポク（峠・下のほう）
- ・軍川：いくさがわ→「イクサンダ」というアイヌの酋長が住んでいた地域

また、アイヌに関する文献として「七飯町史」や七飯町歴史館が発行した「七飯町の伝説」にもアイヌに関する記述がある。

和人が道南エリアに移り始めたのは、12、13世紀からである。15世紀に入ると、和人の鍛冶職人がアイヌの少年を刺殺したことをきっかけに、コシャマインの戦いが起こった。渡島半島東部の酋長コシャマインを中心とするアイヌが蜂起し、和人を大いに苦しめたが、最終的には現在の七飯町の南（北斗市七重浜）でコシャマインが戦死し、和人が戦いを制した。この戦いで、七飯町城岱に砦を構えてコシャマイン軍と戦ったのが相原政胤である。

政胤の子である季胤の代になると、他の和人（蠣崎光広）の謀略により再びアイヌが蜂起し、相原季胤はアイヌに攻撃され、滅亡した。

この時、相原季胤は白馬に乗り二人の姫と共に七飯町の大沼まで逃げたが、アイヌ軍に追いつかれ、二人の姫とともに大沼に身を投げた。主人を失った愛馬は、湖岸で嘶きながら内浦岳へ消えた。そのことから、内浦岳を駒ヶ岳と呼ぶようになったという伝説がある。この他にも、「源義経とえぞが島の火」「熊の湯のおこり」など、アイヌの伝説は七飯町には残っている。

七飯町にはアイヌ協会はないが、アイヌ関連の史実や伝説が多く残されており、町民や町を訪れる人々にアイヌ文化に対して理解をしてもらう取り組みを積極的に行い、道南エリアとしてアイヌ文化に愛着を持ち、アイヌの人々が誇りを持って生きることができる社会を実現することが重要である。

アイヌ関連団体及び施設 なし

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

七飯町は、道南エリアの中核市「函館市」に隣接する自治体としてアイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及や啓発を図る。なお、実施にあたっては、幅広い年齢層への啓発を鑑み

実施する。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
K P I	アイヌ伝統文化振興事業参加者数
令和5年度 (基準年度)	55人／年
令和6年度	110人／年
令和7年度 (中間目標)	110人／年
令和8年度	110人／年
令和9年度 (最終目標)	110人／年

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
K P I	「イランカラプテ音楽祭 in ななえ」来場者数
令和5年度 (基準年度)	1,000人
令和6年度	—
令和7年度 (中間目標)	—
令和8年度	—
令和9年度 (最終目標)	—

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

該当なし。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

●アイヌ伝統文化振興事業

七飯町文化センターにおいて、北海道内のアイヌ協会の協力により伝統楽器の演奏や古式舞踊の披露についてのイベントを行うとともに、アイヌ文様刺繍やアイヌ伝統料理などの町民向けアイヌ

伝統文化体験講座を行う。

令和５年度は１回（道央のアイヌ文化）、次年度以降は年２回（道央のアイヌ文化と道北・道東のアイヌ文化）、実施する。

４－３ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

●「イランカラプテ音楽祭 in ななえ」開催事業

町民及び町を訪れる人々にアイヌ関連の音楽や舞踊を通じてアイヌ文化を親しんでもらうために、過去、道内各地で実施されたイランカラプテ音楽祭を開催する。

七飯町のアイヌ施策を推進するために、基準年度（令和５年度）に実施する。

４－４ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

該当なし。

５ 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和１０年３月３１日まで

６ 法第１５条第１項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

（１）文化振興事業

事業内容：４－２と同じ。

事業期間：令和５年度～令和９年度（別紙「事業スケジュール」参照）

事業費：１４，０８０千円

（２）地域・産業振興事業

事業内容：４－３と同じ。

事業期間：令和５年度～令和９年度（別紙「事業スケジュール」参照）

事業費：８，８５５千円

（３）コミュニティ活動支援事業

該当なし。

７ アイヌ施策推進地域計画が法第１０条第９項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

（１）「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第１号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第２号基準）

４－２に記載する事業は、アイヌ文化に関する情報を発信し、町民のアイヌ文化等に対する理解を促進することによって、共生社会の実現を寄与するものである。

４－３に記載する事業は、アイヌ関連音楽祭開催による観光プロモーションを実施することで、来場者へアイヌ文化を親しんでもらうとともに、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

（２）反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第２号基準）

４で記載の事業については、七飯町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

（３）円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第３号基準）

ア 事業の実施主体の特性

４で記載の事業については、事業担当課である七飯町商工労働観光課、七飯町教育委員会生涯教育課が確実かつ効率的に実施することができる事業者を特定又は想定しており、その妥当性を

検証している。

イ 事業実施スケジュールの明確性

4で添付の事業スケジュールについては、事業担当課である七飯町商工労働観光課、七飯町教育委員会生涯教育課が特定又は想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

ウ 地域住民の意見聴取

計画の策定にあたり、事業を実施する上で協力が不可欠である一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会役員等に意見を聞いているが、反対意見はない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

来場者に対しアンケート調査を実施し、函館市及びその周辺エリアにおけるアイヌ文化の普及や啓発を図る。また、3で記載のKPIである、アイヌ伝統文化振興事業、「イランカラプテ音楽祭 in ななえ」にかかる来場者数については実績値を公表するとともに、事業担当課以外の町管理職員で構成する評価委員会により、目標の達成状況等について検証する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

計画期間における毎年度3月末時点の数値目標達成状況について、事業担当課以外の町管理職員で構成する評価委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により、採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし。

10 内水面さけ採捕事業を実施する機関、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし。